

立田山野外保育センター審議会運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、立田山野外保育センター設置規則第4条第2項の規定に基づき、立田山野外保育センター審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 立田山野外保育センター（以下「センター」という。）の基本的な運営について意見を述べること。
- (2) その他審議会が必要と認めること。

(委 員)

第3条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者とし、一般社団法人熊本市保育園連盟（以下「連盟」という）理事長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表者
- (3) 幼稚園団体
- (4) 行政職員
- (5) 利用者代表
- (6) その他

2 前項第1号から第5号に掲げる者はそれぞれ1名以上とし、委員の総数は8名以内とする。

3 委員の他、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 再任は妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 審議会に会長及び副会長をおく。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、審議会を代表し議事その他の会務を総括する。

4 会長は副会長を指名する。

5 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 審議会の会議は会長が招集する。

2 会長は必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見または説明をさせることができる。

3 会議に出席した委員・オブザーバーには謝礼金を支払うことができる。

(事 務)

第7条 審議会にかかる事務は、センターで行うものとする。

(補 則)

第8条 この要綱による第1期の委員の任期は施行の日から平成15年3月31日までとする。

(改廃)

第9条 この要綱を変更しようとするときは、理事会において出席理事の過半数の同意を必要とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、一般社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日一部改正し、同日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月4日一部改正し、同日から施行する。